
次期教職員マネジメントシステム
詳細設計・開発・運用保守業務委託仕様書

令和7年9月

佐賀県教育委員会事務局
教育DX推進グループ

目次

第 1 章 総論	1
1.1 本業務の背景	1
1.2 本調達の目的	1
1.3 用語の定義	2
第 2 章 現行業務及びシステムの状況	4
2.1 現行業務の状況	4
2.2 現行システムの状況	6
2.3 現行システムの課題	7
第 3 章 本委託業務の概要	8
3.1 契約方法	8
3.2 委託対象システム構成	8
3.3 履行期間	8
3.4 委託作業	8
3.5 スケジュール	9
第 4 章 委託業務における詳細要件	11
4.1 詳細設計・開発	11
4.2 インフラシステム要件	11
4.3 アプリケーション要件	16
4.4 運用保守要件	18
4.5 非機能要件	24
4.6 その他特記事項	25
第 5 章 委託業務遂行に関する要件	26
5.1 プロジェクト管理	26
5.2 体制及び要員に関する要件	26
5.3 打合せ・報告に関する要件	27
5.4 本委託業務の納品物	27
第 6 章 提案書作成要領	31
6.1 提案書に関する要求事項	31
6.2 提案書の構成及び記載事項	31
6.3 プレゼンテーションについて	32
第 7 章 その他	33

7.1 業務の再委託	33
7.2 知的財産権の帰属等	33
7.3 機密保持	33
7.4 情報セキュリティに関する受託者の責任	33
7.5 履行内容の不適合に係る担保責任	34
7.6 法令等の遵守	34
7.7 応札条件	34
7.8 その他	35

第1章 総論

1.1 本業務の背景

佐賀県の児童生徒に、より質の高い教育を提供するためには、教員の長時間勤務の是正が喫緊の課題であり、教員が授業やその準備に十分に集中でき、児童生徒と向き合う時間やワークライフバランスの確保が必要とされている。

佐賀県教育委員会（以下「県」という。）では、このような状況を踏まえ、学校の働き方改革の一環として、従来は紙媒体で管理していた教職員の労務や人事事務を「出退勤管理システム」「履歴管理システム」「服務管理システム」（以下、「現行システム」という。）を段階的に導入することで、利用者の業務効率化を図ってきた。

この現行システムは、県が別途調達している教育情報システムのデータセンター内の仮想サーバ上で動作しており、市町立学校から現行システムを利用する際には、各自治体が所管する閉域網（インターネットとは分離された専用ネットワーク）を介して接続・運用されている。しかし、この閉域網が整備されていない一部の市町では、システムの導入や活用が進んでいない。また、将来的には「人事評価」及び「人事異動」に関する業務もシステム化する予定であり、これらの機能追加を見据えた柔軟な稼働環境の整備が求められている。

こうした状況の中、現行システムは令和8年度末に教育情報システムとともに更新を予定しており、既存のデータセンターと閉域網を前提とした運用から、より柔軟で拡張性のある新たな稼働環境への移行が必要となる。さらに、利用対象者である教職員の異動は県内全域に及ぶため、労務・人事事務は県内で統一されることが望ましい。したがって、県内すべての市町からシステムへ容易に接続できる通信環境を整備することが不可欠である。

このような背景を踏まえ、県では、将来的な機能拡張やセキュリティ対策の観点から、サーバ増強が容易で、各種セキュリティ機能が充実しているクラウドサービスの活用を前提としたシステムへの移行を検討している。これにより、県内すべての公立学校において、統一された労務・人事事務の運用体制を構築することを目指す。

1.2 本調達の目的

本調達では、現行および次期の教育情報システムの状況や動向を踏まえ、「出退勤管理システム」「履歴管理システム」「服務管理システム」の既存3システムと、将来的に開発・構築を予定している「人事評価システム」「人事異動システム」の2システムを包括し、令和8年度末以降も安定的に稼働させるとともに、現行の教育情報システムと同等の高いセキュリティを維持しつつ利用者の利便性を向上させるため、必要となるインフラ（ネットワーク、セキュリティ等）の詳細設計・開発、既存3システムの移行、さらにその後5年間の運用保守業務を委託するものである。

1.3 用語の定義

用語の定義については以下のとおりとする。

用語	定義
教職員マネジメントシステム	公立学校教職員に係る労務及び人事管理機能を持つシステム群の総称のこと。以下、今後構築予定のシステム※も含めて、5つのシステムを指す。 ・ 出退勤管理システム ・ 履歴管理システム ・ 服務管理システム ・ 人事評価システム ※ ・ 人事異動システム ※
現行教職員マネジメントシステム (以下「現行システム」という。)	令和9年3月31日まで稼働予定の教職員マネジメントシステム。以下の3つのシステムが稼働している。 ・ 出退勤管理システム ・ 履歴管理システム ・ 服務管理システム
次期教職員マネジメントシステム (以下「次期システム」という。)	令和9年4月1日より稼働予定の教職員マネジメントシステム。本調達の範囲となっているシステム。 既に稼働中の3システムに加え、以下の2システムの構築を予定している。なお、2システムに関する設計・構築は本調達には含まない。 ・ 人事評価システム ・ 人事異動システム
出退勤管理システム	令和3年2月より稼働しており、公立学校教職員の出退勤時間や休憩時間等の勤務実績を記録し、時間外勤務時間等の集計を行うシステムをいう。
履歴管理システム	令和4年2月より稼働しており、公立学校教職員の履歴管理を実現し適正管理ができるシステムをいう。
服務管理システム	令和6年7月より稼働しており、公立学校教職員の服務管理を紙媒体ではなく、Web画面上で適正管理ができるシステムをいう。また給与明細、引き去り明細の電子ファイル提供機能も有する。
人事評価システム	公立学校教職員の人事評価を紙媒体等ではなく、ネットワーク上で被評価者からシステム管理者まで一貫して適正管理ができるシステムをいう。
人事異動システム	公立学校教職員に係る人事異動を紙媒体等ではなく、ネットワーク上で異動に関する調査等を含めた情報を集約し、適正管理ができるシステムをいう。

ID連携システム	佐賀県人事システムより出力された人事異動差分情報ファイル、及び各種申請書情報から教育情報システム及び公立学校教職員マネジメントシステムへ職員情報を登録可能な形式へ変換し出力するためのシステム。
システム管理者	佐賀県教育委員会を指す。
県教委	佐賀県教育委員会を指す。
市町	佐賀県内にある 20 団体の市町に対する総称。
受託者	次期システムを構築し、次期システムのサービス提供に関する契約に基づき、次期システムの機能等を提供する事業者をいう。
佐賀県学校教育ネットワーク	佐賀県内の県立学校 46 校他を結ぶ WAN 及び校内 LAN、インターネット回線等を含めたネットワーク全体の総称。
教育情報システム	佐賀県立学校の教職員及び生徒が利用するシステム。校務管理、学習管理及び教材管理等の機能を主体として複数の機能を有した総合システム。
次期教育情報システム	令和 9 年 4 月 1 日より稼働予定の教育情報システムを更改したシステム。佐賀県立学校の教職員及び生徒が利用する。 校務管理、学習管理および教材管理等の機能を主体として複数の機能を有した総合システム。
公共ネットワーク	本庁、佐賀県立学校、現地機関、警察庁舎、市町および消防本部（局）を結ぶワイド・エリア・ネットワーク。

第2章 現行業務及びシステムの状況

2.1 現行業務の状況

次期システムは大きく分けて5つの業務を対象とし、順次システム化が進められている。それぞれの業務の状況については以下のとおりとなる。

2.1.1 出退勤管理

出退勤管理システムが導入されている県立学校及び一部の市町立学校の教職員は、出退勤管理システムにより勤怠時間の打刻を行っている。打刻の方法には、ICカードを用いる方法とWEBブラウザを用いる方法がある。この勤怠時間の情報を元に、学校管理者は所属職員の出退勤状況の照会、管理を行っており、出力される帳票等を活用しながら、所属職員の在校等時間の長時間化を防ぐための取り組みを推進している。

なお、出退勤管理システムが導入されていない市町立学校では、主にExcelのマクロを用いて勤怠時間の打刻を行っており、職員の勤怠時間は教頭や市教委等により手集計されている。

教育委員会は管内の学校の時間外在校等時間の状況等を管理し、教職員の在校等時間の長時間化に対する適切な施策の展開に役立てている。

2.1.2 履歴管理

教職員は、履歴管理システムを通じ、自身の履歴情報（人事及び給与発令、資格取得など）の確認を行い、必要に応じて履歴書の発行を行っている。

人事事務担当者は所属職員の履歴情報を管理しており、適宜所属内職員の人事及び給与発令の登録や修正を行っている。履歴情報の元となるデータはLGWAN接続系の職員給与システムから出力されるCSVデータを県が手動連携を行っており、毎月末稼働日を目安に履歴管理システムに連携している。

2.1.3 服務管理

服務管理システムが導入されている県立学校及び一部の市町立学校の教職員は、服務管理システムを通じ、自身の休暇等申請、振替等申請を行っている。教職員からの申請はその所属における決裁ルートに基づき決裁処理が行われ、服務管理システム内の出勤簿に反映される。

出勤簿をはじめとした各種帳簿は服務管理システムより出力が可能となっている。また、給与に係る勤務実績の申請機能や、給与明細等の帳票出力も可能となっている。

これらの情報は服務管理システムにおける個々人の申請情報によるもののほか、LGWAN接続系の職員給与システムや旅費事務システムから出力されるCSVデータに基づいている。また、給与引去り明細、給付明細に係る各団体から提供されるCSVデータも県が手動連携を行っており、データの種類によって連携タイミングが異なる。

なお、服務管理システムが導入されていない市町立学校では、休暇や振替の申請はすべて紙媒体で行われており、出勤簿は押印による出勤記録が行われている。帳簿類の突合は学校管理職や事務職員が手作業で整理している。

2.1.4 人事評価

本業務はシステム未構築となるため、現行業務は紙媒体で行われている。被評価者となる教職員は、人事評価に係る自己の目標設定を行い、作成した人事評価シートを所属の評価者（管理職員）へ提出する。また、自己が設定した目標の達成度を自己申告する。評価者は被評価者の達成度や取組状況について評価を行い、県へ結果を報告する。県ではこの評価に基づき昇給昇格及び勤勉手当の成績率に反映させる。

2.1.5 人事異動

本業務はシステム未構築となるため、現行業務は紙媒体で行われている。教職員は人事異動希望調査票に県内学校の近親者の情報や配慮が必要な情報、異動希望の有無、希望する異動先の地区名等を記入し、所属長に提出する。当該調査票の記入内容に基づき、所属長、各市町教育委員会、教育事務所、県との間で人事異動の調整がなされている。

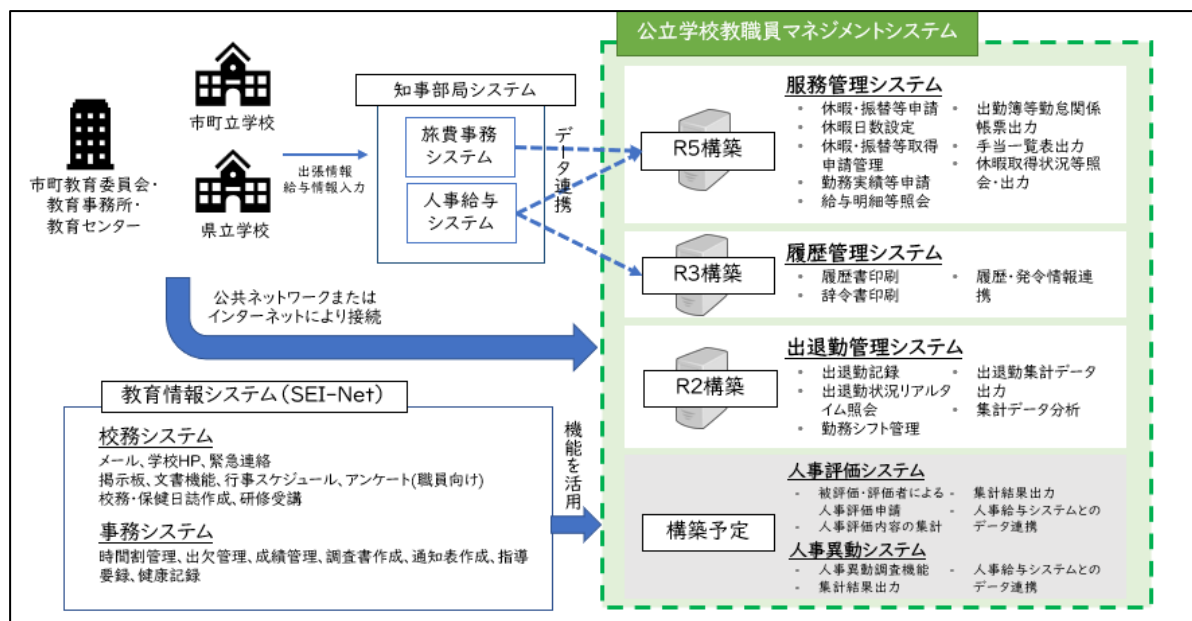
2.2 現行システムの状況

現行システムは教育情報システム基盤をベースに仮想サーバを拡張し、「出退勤管理システム」は令和2年2月、「履歴管理システム」については令和4年2月、これらに加え「サービス管理システム」を令和6年7月より稼働開始し、県立学校、市町立学校にて利用している。

「人事評価システム」及び「人事異動システム」についてはオンラインシステム化しておらず、手運用の状況である。

「出退勤管理システム」及び「サービス管理システム」については相互にAPI連携を行っている。また、「履歴管理システム」はLGWAN接続系の職員給与システムより人事情報や給与発令情報を取込んでいる。「サービス管理システム」はLGWAN接続系の職員給与システムより給与情報を、同じLGWAN接続系の旅費事務システムより出張情報を取込んでいる。また、佐賀県各種団体より給与引き取り情報等をCSVデータで提供を受け、サービス管理システムに連携する事で給与情報と合わせてシステム利用者自身の給与明細、給与引き取り明細をオンラインで閲覧を可能とし、ペーパーレス化を進めている。

県としては構築した出退勤管理システム、履歴管理システム、サービス管理システムの利用を推進しているが、一部市町ではインフラの制約により物理的にシステムを利用できない状況が課題である。



2.3 現行システムの課題

基本設計時に整理を行った、教育委員会が現在捉えている課題を以下に記載する。なお、受託者は以下課題も意識し本委託業務に取り組むこと。

課題	内容
県内全教職員の同一ツール利用	・ 現行システムはインフラの制約があるため、利用市町が半数程度にとどまっている状況にある。全ての市町が次期システムを利用できるよう環境の整備や活用の支援が必要。
ID連携システム運用の移管	・ ID 連携システム運用移管に関する教職員課内の体制検討。
コードマスタ類の見直し	・ 現行教育情報システムの中から数年が経過しているシステムからのデータ移行に備え、コードマスタの見直しが必要。 ・ 次期教育情報システムとの親和性を確保する必要がある。 ・ 校舎制学校における学校マスタの持ち方について（校舎制を 1 校とするのか校舎ごとの管理とするのか）次期教育情報システムと協議が必要。
人事異動差分データの連携パターンの把握	・ 現行教育情報システムに連携されている人事異動データについて、データ連携仕様がブラックボックスである事に起因するアカウントトラブルが発生していることから、連携仕様を佐賀県の担当部署より提示し明確化する必要がある。 ・ 現行教育情報システムで運用している ID 連携システムでは、兼務や非常勤講師で複数校勤務の職員の処理がうまく処理ができていない。人事システム側で兼務情報が削られている可能性があるため、改修も視野に調整の上、予算要求が必要。
マネジメントシステムの校外利用の是非	・ 市町からのインターネット接続においては、セキュリティ確保の為にロケーションの制限を設けるが、県校務端末をインターネットからのアクセスを許可した場合、ロケーションの制限を設けるかを在宅勤務のルール付けと共に検討する必要がある。
県ネットワーク端末のアクセス	・ 利便性を優先し県ネットワーク端末からのインターネット接続用 Lv. 3VDI 経由接続を可能とする方針だが、改めて県ネットワーク端末を利用する上でのルール決めや啓蒙活動が必要。
マネジメントシステムポータル掲示板の利用想定	・ ポータルサイトの掲示板利用ルールの策定が必要。（いつ、だが、何を） ・ 文書管理で発信する物、次期教育情報システム側で発信するものなど住み分けルールを明確化する。

第3章 本委託業務の概要

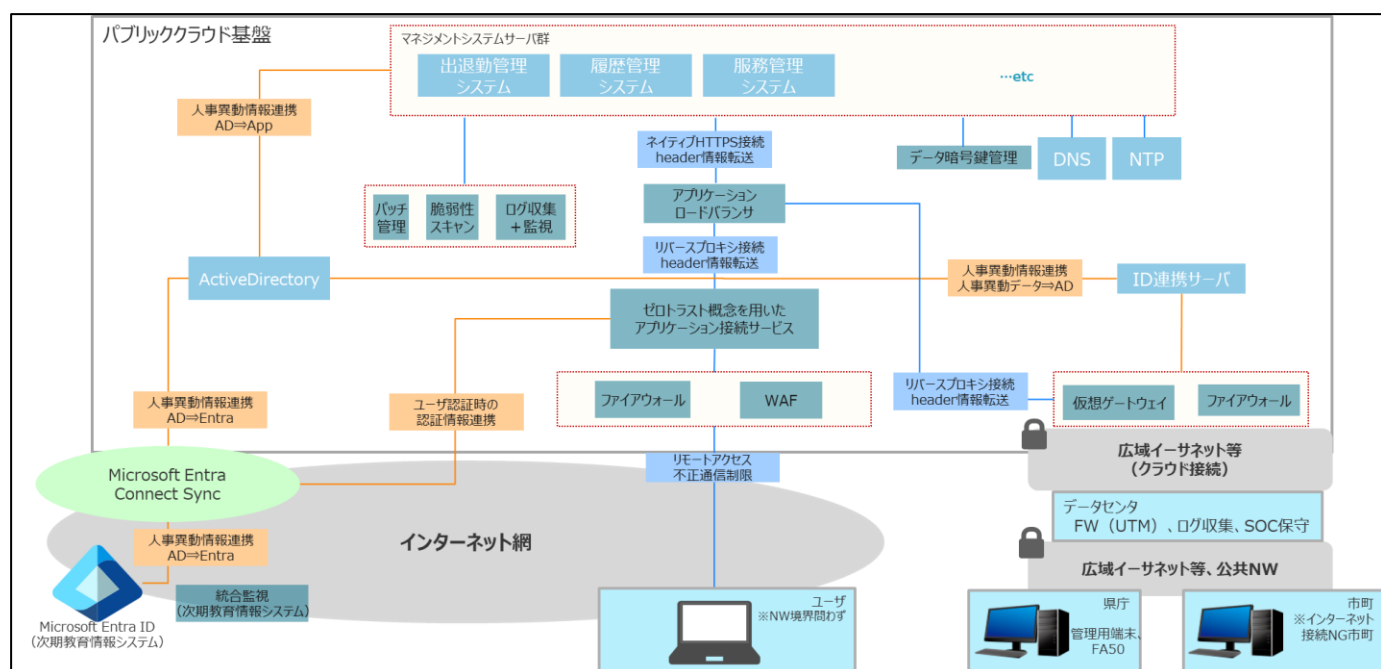
3.1 契約方法

総合評価一般競争入札

3.2 委託対象システム構成

次期システムはパブリッククラウド上に構築することを原則とする。また、公共ネットワークや県庁からの通信をパブリッククラウドへ中継するためデータセンターを経由し、ネットワーク機器及びサーバを設置すること。

なお、データセンターへの機器の設置及び使用料については本調達の範囲とする。



3.3 履行期間

履行期間は契約締結日～令和14年3月31日とする。

なお、契約締結の日から令和9年3月31日までは詳細設計、システム開発及び移行の工程とし、令和9年4月1日から令和14年3月31日までは運用保守期間とする。

3.4 委託作業

本業務における委託作業は「1.2 本調達の目的」の方針に基づき、次のとおり基本設計をもとに各種詳細設計・開発を行う。なお、パブリッククラウド基盤については要件定義及び基本設計を本業務の中

で実施する。

また、システム構築後の運用保守についても本業務の範囲とし、その詳細は第4章で示す。

表 本業務における委託作業概要一覧

区分	内容
プロジェクト管理	本業務に係るプロジェクトの推進及び全体管理（進捗管理、課題管理等を含む）
要件定義・基本設計	パブリッククラウド基盤に関する要件定義・基本設計の実施及び要件定義書・基本設計書作成
詳細設計	インフラ構築・アプリケーション開発・移行に関する詳細設計の実施及び詳細設計書作成
ヒヤリング	佐賀県内の市町に対するシステム説明・ヒヤリング
構築・開発	設計内容に沿ったインフラ構築、アプリケーション開発
テスト	各種テストの計画・実施・報告書作成
移行	次期システムへの移行及び現行システムからのデータ移行
運用保守	5年間の運用保守業務
納品物作成	各種設計書、構成図、ライセンス一覧、議事録など

3.4.1 資料開示の制限事項

本業務は、教職員の機微情報を保管するためのシステムでもあるため、詳細な設計仕様や技術的要件については、本県に対し誓約書を提出した事業者のみに開示するものとする。

これは、セキュリティ上の観点からの情報保護を目的としているため、事業者は開札後に速やかにデータを廃棄することとする。

なお、本県のセキュリティポリシーについては、受託事業者のみに開示する。

3.5 スケジュール

想定スケジュールは下図のとおりであるが、あくまでも例示であるため、本業務を契約期間内に完了できる最適な提案を行うこと。

実施スケジュール	令和7年（2025年）												令和8年（2026年）												令和9年（2027年）				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
マイルストーン																													
契約																													
業務実施計画策定																													
システム環境設計構築																													
中間報告																													
受け入れテスト・移行準備																													
管理者・利用者研修																													
環境等チューニング																													
並行稼働																													
システム運用開始																													
最終報告																													
成果物提出																													

第4章 委託業務における詳細要件

4.1 詳細設計・開発

詳細設計・開発にあたっては、「1.2 本調達目的」の方針に基づき、次に示す「基本的事項」を踏まえた上で各種詳細設計を行い、詳細設計書（パラメータシート）として取りまとめ、開発を実施するものとする。

4.1.1 詳細設計・開発における基本的事項

令和9年1月に教育情報システムが更新される。更新に併せて次期システムの最適化を行うため昨年度実施した基本設計をもとにシステムの詳細設計・開発（アプリケーション移行）を行う。

なお、パブリッククラウド基盤及びデータセンターに構築する機器等については要件定義・基本設計を実施する。

次期システムは以下の5システムを包括するため、今後追加を予定している人事評価システムや人事異動システムも考慮した拡張性のあるシステムとして詳細設計・開発を行うこと。

なお、人事評価システムと人事異動システムに関する設計・構築は本調達では行わない。詳細については要件定義書及び基本設計書をもとに県と協議の上で決定すること。

1. 出退勤管理システム
2. 履歴管理システム
3. 服務管理システム
4. 人事評価システム ※
5. 人事異動システム ※

4.1.2 ヒヤリング

次期システムを利用する想定在市町教育委員会（合計20市町）に対し、次期システムの説明や市町環境の確認など疑問点を解消するため、ヒヤリングを実施する。ヒヤリングについては受託者も同席すること。詳細なヒヤリング内容の検討やスケジュール調整については、受託者が主体的に行い、佐賀県と協議のうえ、決定すること。

4.2 インフラシステム要件

4.2.1 前提条件

機能要件に記載する一部の詳細要件等については、「3.4.1 資料開示の制限事項」のとおり、本県に対し誓約書を提出した事業者のみに開示するものとする。

また、必要なライセンスやリソースについては、【別紙】インフラシステム仕様書を参照とする。

4.2.2 新規環境構築

次期システムはパブリッククラウド上に基盤を構築し、その中でアプリケーションを稼働させることを前提とする。インターネットからの接続を可能とするうえで、システムが教職員の機微情報を保存する特性上、市町立学校も利用対象に含むことから、必要なセキュリティ対策を実施すること。また、人事情報の連携やインターネットに接続できない市町を対象とした、公共ネットワーク経由の接続も確保する想定であるため、データセンターにネットワーク機器などの通信を中継するために必要な新規環境を構築すること。

なお、後述するパブリッククラウドやデータセンターに構築するインフラシステムの要件定義・基本設計は本調達で行うこと。

4.2.3 接続方法

次期システムでは、VDI は利用しないものとする。接続方法は原則として市町庁舎または学校からのインターネット経由の接続とする。また、インターネット接続ができない市町については現行と同様に公共ネットワーク経由して接続する。

なお、市町の端末は佐賀県で管理していないため、仮にセキュリティ対策が不十分な端末が接続してきても、セキュリティリスクを防ぐ仕組みとし、各種セキュリティ対策を行うこと。

4.2.4 パブリッククラウド基盤

次期システムの移行先として、パブリッククラウド基盤を調達し、その上に仮想マシンを構築するものとする。

なお、以下に記載する要件を含めたパブリッククラウド基盤の要件定義・基本設計については本調達で実施すること。

- (ア) 佐賀県の全20市町において、原則インターネット経由でシステムへ安全に接続できること。
- (イ) データ保存についてはマルチリージョン構成などデータ損失に耐えうる構成を採用し、大規模災害にも備えた環境を構築すること。
- (ウ) データは、日本国内のデータセンター及び日本国内の法律が適用される環境に保管すること。
- (エ) インターネット経由の接続ができない市町や、佐賀県人事システムからの人事異動データ、管理端末からID連携サーバへの接続については公共ネットワーク経由でパブリッククラウドへ接続できること。
- (オ) 基盤上に構築するインスタンスについては、データのバックアップ対策を実施し、データ損傷やランサムウェア感染が生じた場合でも復旧可能な仕組みを実装すること。
- (カ) 基盤上に構築するインスタンスには、アンチウイルス等のマルウェア対策を実装すること。
- (キ) 保管するデータには暗号化を施すこと。
- (ク) WAF、Firewall、IDS/IPSなどを用いて、外部からの攻撃に対する防御策を講じること。

- (ケ) 急激な負荷増加にも耐えられるようオートスケール機能を実装すること。
- (コ) 利用者の端末におけるセキュリティ対策が不明瞭なため、次期教育情報システムのMicrosoft Entra IDと連携し、利用者の認証と必要なリソースへのみアクセスが可能となるよう制御ができる仕組みを採用すること。上記仕組みを利用するためのライセンス等の調達についても本調達に含めること。
- (サ) インスタンスへの運用管理接続については、VPN接続等でファイアウォールによる通信許可をする必要なく、ZTNA技術や完全閉域回線を利用すること。
- (シ) 管理コンソールへのアクセスについても適切な認証・認可を行ったうえで接続できる機能を実装すること。

4.2.5 セキュリティ

次期システムのセキュリティ要件については以下を想定しているが、パブリッククラウド基盤における基本設計において内容を検討し、佐賀県と協議のうえで決定すること。

- (ア) インターネットからのシステムアクセスにおいては、VPN接続等でファイアウォールによる通信許可をする必要がない、ZTNA技術等を用いた接続とすること。
- (イ) 市町の端末は佐賀県で管理していないため、どの程度までのセキュリティレベルが担保できているか不明瞭であることから、端末から直接サーバへの通信が発生しないようにすること。
- (ウ) 教職員の機微情報を扱うシステムのため、マルウェア対策、脆弱性管理などの対策を行うこと。
- (エ) 次期システムへのアクセスについて多要素認証を実施すること。
- (オ) セキュリティログについては専門のセキュリティアナリストが常駐するセキュリティオペレーションセンター（SOC）でログの収集・分析・インシデント対応を行うこと

4.2.6 機器冗長

データセンターに設置する各種サーバ機器、ネットワーク機器については機器構成要素における単一障害に耐えうる冗長性を担保し、障害発生時にサービスが継続可能なものとする。

4.2.7 公共ネットワーク接続

インターネットへの接続が不可の市町かつ、公共ネットワークを利用中の市町から次期システムへのアクセスを行う場合は既存の公共ネットワークで接続が可能な構成とすること。

なお、公共ネットワークからの接続についてはデータセンター経由とし、後述のファイアウォールを設置しネットワーク境界を設けること。

4.2.8 ファイアウォール

データセンターにおけるネットワーク境界にはファイアウォールを設置し、インターネットとの接続部分についてはUTM機能を有効化すること。セキュリティログはセキュリティオペレーションセンター（SOC）で監視できるように設計・設定すること。

4.2.9 Active Directory

次期システムを利用するユーザ情報管理や公共ネットワークからのアクセス制御の役割としてパブリッククラウド基盤にActive Directoryを構築すること。なお、現行ドメインを流用することを前提としている。

また、Active Directoryと次期教育情報システムのMicrosoft Entra ID間でID情報を連携する仕組みとすること。次期教育情報システムのMicrosoft Entra IDについては次期教育情報システムの事業者にお問い合わせすること。

4.2.10 シングルサインオン

上述したActive Directoryに参加している端末に対してシングルサインオン機能を提供すること。

4.2.11 ログ収集

Syslog形式のログメッセージを受信して保存可能なログ収集サーバをデータセンターに設置すること。収集するログメッセージの詳細については、本調達の設計フェーズで決定する。

4.2.12 監視

次期システムのセキュリティログを集約し、専門のセキュリティアナリストが常駐するセキュリティオペレーションセンター（SOC）にて監視を行うこと。SOCにおいては、24時間365日の体制でログの収集・分析・インシデント対応を実施することにより、脅威の早期検知および迅速な対応を可能とすること。

また、データセンターに構築する機器の死活監視や各アプリケーションのURL外形監視を行うこと。

4.2.13 その他

上記以外のインフラシステム要件については以下に示す通りとする。

- （ア） 市町教育委員会から県に対して次期システムや公共ネットワークへ接続するための問い合わせ・相談等があった場合は受託者も解決に向けた協議を行うこと。
- （イ） パブリッククラウド基盤の構成によってデータセンターに設置・構築するサーバが変わる場合は、基本設計において内容を検討し、佐賀県と協議のうえで決定すること。
- （ウ） 問い合わせ・障害等については受託事業者にて一次窓口を用意し、受付や対応を行うこと。ま

た、その体制については佐賀県と協議のうえで決定すること。

4.3 アプリケーション要件

4.3.1 前提条件

機能要件に記載する一部の詳細要件等については、「3.4.1 資料開示の制限事項」のとおり、本県に対し誓約書を提出した事業者のみに開示するものとする。

また、必要なライセンスやリソースについては、【別紙】アプリケーション仕様書を参照とする。

4.3.2 現行システムの取り扱い

現行の出退勤管理システム、履歴管理システム、サービス管理システムは原則として現行システムアプリケーション及びデータを新環境に移設する方針とする。ただし、次期システムの運用・スケジュールに支障をきたさない場合に限り、パッケージ製品にカスタマイズを行い、既存システムのデータを移行して運用することも可とする。

なお、現行システムのデータ移行に関する費用については現行システムの納入事業者へ問い合わせること。

4.3.3 ポータルサイト

次期システムを利用するにあたり、各システムへのリンクなどを中心とした専用のポータルサイトを構築すること。詳細な機能については要件定義書、基本設計書等を参照すること。

4.3.4 脆弱性診断

アプリケーションについては、パブリッククラウド環境へ移行するにあたり、脆弱性診断を行い必要な対策を講じること。

4.3.5 将来的なシステム拡張

本調達とは別に将来的なシステム拡張として、「人事異動システム」、「人事評価システム」の構築を予定しており、本調達で構築するパブリッククラウド基盤に上記システムを構築可能となるよう拡張性を考慮したシステム構成とすること。なお、「人事異動システム」、「人事評価システム」の設計・構築については別調達となる。

4.3.6 ID 連携システムのリプレース

職員情報の更新を佐賀県教育委員会事務局で円滑に実施できるよう ID 連携システムの機能強化リプレースを行うこと。また、リプレース先はパブリッククラウド基盤上とすること。

また、次期教育情報システムの Entra ID にて必要な情報連携も視野に入れて設計・構築を実施すること。

4.3.7 その他

- ・ 各種テストにおいては、実際と同等のデータを用いてシステム動作の正常性を確認すること。
- ・ 実際の想定した負荷試験を行い、高負荷時におけるシステムの動作や応答等を確認すること。

4.4 運用保守要件

4.4.1 前提条件

機能要件に記載する一部の詳細要件等については、「3.4.1 資料開示の制限事項」のとおり、本県に対し誓約書を提出した事業者のみに開示するものとする。

また、機器・サービスごとの SLA については、【別紙】運用保守仕様書を参照とする。

なお、以下に示す内容はパブリッククラウド環境へ移行するにあたり、必要に応じて再検討を行うこと。

4.4.2 要求サービスレベル仕様

基盤（DC、クラウド、SaaS）、アプリケーションに関するサービスレベルを下表に示す。

項目		内容	基盤	アプリケーション
可用性	稼働時間	サービス提供時間	24 時間 365 日	
	稼働率 ※1, 2	稼働率(%)=稼働時間÷稼働すべき時間 ※稼働率の計算において分母は年間の稼働時間とする	99.9%以上 ※クラウド、SaaS、回線は提供事業者の基準に準ずる	99.9%以上 ※提供サービス単位で集計する
	計画停止（メンテナンス）	メンテナンスについては 2 週間前までに佐賀県に計画提出※3	100%	
障害	障害対応時間	障害復旧対応する時間帯	24 時間 365 日	
	障害報告時間	障害を認知してから佐賀県へ 1 時間以内に通知	95%以上	
	復旧時間（暫定）	佐賀県へ障害通知後 4 時間以内に暫定復旧を実施	95%以上	
利便性	応答時間	処理の実行指示を与えてから最初の応答(画面表示)が得られるまでの時間	平均 3 秒以内	
	ターンアラウンドタイム	処理の実行指示を与えてから全ての実行結果が得られるまでの時間(上段:ファイル出力、下段:画面出力)	60 秒以内 平均 5 秒以内	

※1 回線は回線提供事業者の基準に準ずる

※2 事前承認済みのメンテナンス作業や冗長化している設備の方系の運用時間は除く

※3 緊急時は除く

セキュリティサービスに関するサービスレベルは以下の通りとする。

項目		内容	基盤	アプリケーション
セキュリティサービス	DC 側 マルウェア 検知	シグネイチャ(パターンファイル)の更新間隔	ベンダリリース から 1 日以内	—
	DC 側 振る舞い検知	シグネイチャ(パターンファイル)の更新間隔	ベンダリリース から 30 分以内	—
	インシデント 通知	レベル 3 インシデント を認知した場合の通知時間	30 分以内※	
		レベル 2 インシデント を認知した場合の通知時間	60 分以内※ メール通知	

※インシデント検知によるシステムからのセキュリティ事業者・運用事業者へ通知後からとする

4.4.3 サービス停止の定義

サービス停止の定義を以下に記載する。

なお、本定義に当てはまらない事象が発生した際は、都度サービス提供主体者と協議の上、停止判定を行うものとする。

基盤（クラウド基盤含む）・アプリケーション

項目	説明	停止判定
全システムの停止	全システムが利用できない状態。	停止とする
基盤（DC 側、パブリッククラウド側）システム単体の停止	基盤システム単体が利用できず、一部サービスが利用できない状態	停止とする ※1 ※片系障害等サービスが利用できる場合は停止としない
アプリケーション／サブシステムの停止	アプリケーション／サブシステムが利用できない状態	停止とする
アプリケーション／サブシステムの機能不具合	アプリケーション／サブシステム自体は稼働しているが、一部機能に不具合がある状態	停止としない

アプリケーション／サブシステム 処理遅延	アプリケーション／サブシステムは稼働しているが、処理時間がシステム性能の目標値を大きく満たさない状態	停止とする ※停止の範囲は都度協議
管理系システムの停止	管理系システムが利用できない状態だが、利用者へのサービス影響がでていない状態。	停止としない
管理系システムの機能不具合	管理系システム自体は稼働しているが、一部機能に不具合がある状態	停止としない
管理系システム 処理遅延	管理系システムは稼働しているが、処理時間がシステム性能の目標値を大きく満たさない状態	停止としない

4.4.4 セキュリティインシデントの定義

セキュリティインシデントレベルを以下に定義する。

インシデント レベル	内容	認知経路	対応
レベル 3 (High)	- 情報漏洩の発生認知（利用者による故意的な情報流出も含む） - 基盤（DC、パブリッククラウド）やソフトウェアにおいてマルウェア感染を認知 - 第三者による不正アクセスを認知	- 佐賀県からの問い合わせ - 利用者からの問い合わせ - GIGA スクールヘルプデスク現地員からの問い合わせ - 第三者からの情報提供	「佐賀県情報セキュリティ実施手順」及び運用事業者側のセキュリティインシデント対策基準に則り対応
レベル 2 (Medium)	- 情報漏洩の可能性を認知（利用者による故意的な情報流出可能性も含む） - 基盤（DC、パブリッククラウド）やソフトウェアにおいてマルウェア感染の可能性を認知 - 第三者からの不正アクセスの可能性を認知	- 運用事業者の通常運用、計画作業、障害対応等により偶発的な認知 - 教育情報システム側のセキュリティインシデント検知による情報提供 - セキュリティーオペレーションセンターからの情報提供	- 佐賀県及び運用事業者にて影響調査を実施。（情報漏洩または、マルウェアの感染、不正アクセスを確認した場合は、レベル 3 に移行） - 利用者への情報展開並びに情報収集
	DoS/DDoS 攻撃等の発生に伴い、一時的にサービスを利用しづらい状態 (外部からの接続は拒否設定のため、内部からの攻撃を想定)		- 対象端末の特定 - 対象者へ情報展開並びに情報収集 - 攻撃元 IP アドレスの遮断を佐賀県と協議

レベル 1 (Low)	・セキュリティ機器・クラウドサービスにて脅威検知で通信をブロックしたイベント。(マルウェア検知、悪意のある URL への通信、ふるまい検知、不正アクセス等の通信ブロックイベント)	・定例会資料作成時 (セキュリティ機器・クラウドサービスにおける脅威ログ集計時)	・月次報告書にて件数の報告
----------------	---	--	---

4.4.5 ヘルプデスク要件

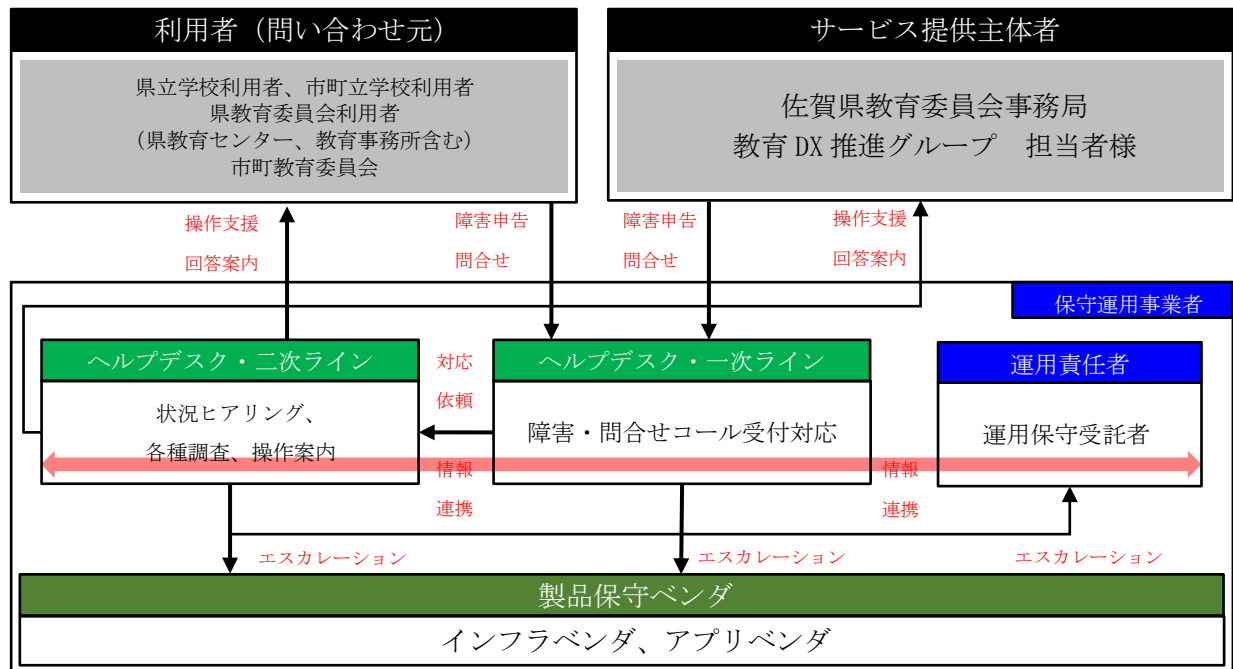
利用者からの次期システムに対する問合せ申告や障害申告を電話または電子メールにて受付し、対処を行う窓口としてヘルプデスクを設置すること。なお、ヘルプデスクが利用者からの申告等を受け付ける運用時間としては以下とすること。

表 ヘルプデスク運用時間

項目	基盤 (DC、クラウド)	アプリケーション
問合せ受付時間	24 時間 365 日	
問合せ対応時間	平日 8:00～17:00	
ALM 監視時間	24 時間 365 日	

4.4.6 ヘルプデスク体制図

ヘルプデスク体制については、以下の図の通りとするが、変更が発生する場合は佐賀県と協議すること。



※サービス提供主体者が契約している GIGA スクール運営支援センターは除く

4.4.7 運用保守時のカスタマイズ（修正・改善）対応

正式稼働開始後の5年間で運用問い合わせ内容によって設定のチューニング作業やアプリケーション機能の変更、脆弱性に対するバージョンアップ作業、システムから出力される帳票レイアウトの変更など、一定のカスタマイズが発生するため、ファンクションポイント（FP）として運用費用に含めた提示を行うこと。

FPについては以下の内容で想定しているが、運用フェーズで本件のシステムが滞りなく運用できるよう受託事業者にて精査を行うこと。

- （ア） 機能改修のうち、制度変更や要望等の利用者起因によるカスタマイズや改修作業については、作業にかかる工数をFPの範囲内とすること。
- （イ） 利用者からの依頼や要望にて運用責任者側で稼働する必要がある場合については、作業にかかる工数をFPの範囲内とすること。
- （ウ） インフラストラクチャー、アプリケーションを総合して60FP/年（1FP＝1人日）とすること。なお、利用せず残ったFPは翌年度以降へ繰り越しできることを原則とする。
- （エ） 令和9年4月の運用開始後、問い合わせが多く発生することが想定されるため設計構築チームを3か月程度維持する、もしくは相応の対応が出来るようにFP値を上積みすること。

- (オ) 修正・改修業務の発生例としては下記のようなものを想定しているが、運用保守の範疇外の対応となるものをF P消費の対象とする。（詳細な対象は基本設計書を参照すること。）
- ・ 年次切替に伴うシステムの修正
 - ・ 制度や書式の改正等に伴うシステムの修正や端末・アカウント設定の変更
 - ・ 受託期間中に生じるPC端末環境の変化（OSのバージョンアップ、Webブラウザのバージョンアップ等）に伴い生じるシステムの修正
 - ・ 利用者からの要望等による機能改善に伴うシステム修正改善
- (カ) 修正・改善業務については、県が必要に応じて、次期システム全般の修正・改善に利用できるものとする。
- (キ) 修正・改善作業実施にあたっては、本番環境に影響を与えない検証環境や資機材で正常動作の確認をおこない、他の機能の動作に影響を与えないことを確実に確認のうえ、県の承認を得たのちに、本番環境にインストールすること。
- (ク) 障害対応や不具合切り分けや現地調査等は運用保守範疇となるため、FPの対象外とすること。

4.5 非機能要件

4.5.1 前提条件

機能要件に記載する一部の詳細要件については、「3.4.1 資料開示の制限事項」のとおり、本県に対し誓約書を提出した事業者のみに開示するものとする。

なお、以下に示す内容はパブリッククラウド環境へ移行するにあたり、必要に応じて再検討を行うこと。

4.5.2 信頼性要件

操作端末や管理用端末での操作ミス等によるシステム障害が発生しないよう対策を講じること。

- (ア) 複数の操作端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止したりしない対策を講じること。
- (イ) 各サーバは、システムで求められる運用を考慮し、重要なものについては、負荷分散構成、クラスタ構成等により、信頼性を確保すること。
- (ウ) バックアップスケジュールを定義し、バックアップ装置を用いてシステムの設定情報やデータ等のバックアップを実施すること。また、バックアップから迅速なデータ回復ができること。
- (エ) 定義されているサービスレベルに従って品質・性能を確保すること。

4.5.3 セキュリティ要件

次期システムは「佐賀県情報セキュリティポリシー」及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）」に準拠するよう構築し、不正アクセス・コンピュータウィルス等への適切なセキュリティ対策を講じて安全性・信頼性を確保すること。

なお、情報セキュリティポリシーは、受託事業者のみに開示する。

4.5.4 可用性要件

(1) データセンター

- (ア) 仮想化技術ならびに高可用性機能を利用した24 時間365 日利用可能なシステム/ネットワーク構成を基本とすること。
- (イ) データセンター内の機器は冗長構成とし、障害時および、メンテナンス時にサービスが停止しない構成とすること。なお、冗長化しない箇所がある場合には、明確に箇所と理由を示すこと。
- (ウ) インターフェース障害、ネットワーク機器単体障害等の単一障害によって、長時間の通信断が発生しないよう考慮すること。なお、二重障害は考慮しないものとする。
- (エ) 信頼性の高い製品、技術を採用すること。また、市場における標準的技術、標準的製品を採用すること。

4.5.5 拡張性要件

- (ア) 将来の利用者増加に向けてスケールアウトを前提として、機器等の拡張が可能なシステム構成とすること。
- (イ) 県の組織改正、制度変更、将来導入されるシステムとの連携に柔軟かつ低コストで対応できるように考慮すること。
- (ウ) 技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

4.6 その他特記事項

- (ア) 受託者は、県が指定する各種業務関連の会議・打合せに出席し、必要事項について報告すること。
- (イ) 次期システムの基本設計・詳細設計・開発を進めていく上で必要となる関係部局、関係機関との調整用資料等の作成について支援すること。
- (ウ) その他次期システム構築全般に係る必要な情報提供・相談に応じること。

第5章 委託業務遂行に関する要件

5.1 プロジェクト管理

5.1.1 プロジェクト管理方法

PMBOK (Project Management Body of Knowledge) など、世界的にも標準手法として認知されている、プロジェクト管理方法を用いること。

5.1.2 プロジェクト基礎データの収集報告方法

プロジェクトの進捗・品質を担保するために必要な基礎データを明確にし、その取得方法、報告方法について県と合意したうえ収集すること。県に対する報告は収集した基礎データをもとに行うこと。

5.2 体制及び要員に関する要件

5.2.1 委託事業者の要件

本業務の受託事業者は以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 本業務を受託するにあたっては、以下の資格を全て持つ技術者等を擁する事業者であること。
 - ・ メガクラウド (Azure、AWS、GCP 等) に関連する資格
 - ・ シスコシステムズが認定する CCNP または独立行政法人情報処理推進機構が認定するネットワークスペシャリストまたは同等以上の資格
 - ・ 情報処理推進機構が認定する情報処理安全確保支援士または同等以上の資格
 - ・ プロジェクトマネジメント協会が認定する PMP または独立行政法人情報処理推進機構が認定するプロジェクトマネージャーまたは同等以上の資格
- (イ) 利用者10,000人規模のクラウドシステムを構築及び運用保守を履行した実績を有していること。なお、本業務を再委託する場合は、再委託先の実績を含めることを認める。
- (ウ) 本業務を実施する組織・部門において、ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかに関する情報セキュリティに係る規格を競争入札参加資格確認申請書提出時点で取得していること。
- (エ) 本業務を実施する組織・部門において、情報処理推進機構が認定するシステムアーキテクトまたは応用情報技術者または同等以上の資格を持つ技術者等を擁する事業者であること。なお、本事業を再委託する場合は、再委託先が取得していること。
- (オ) プラットフォーム及びアプリケーションを構築または提供する組織・部門においては、ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの情報セキュリティに係る規格及び、ISO/IEC27017、ISMAPのいずれかのクラウド環境における情報セキュリティに係る規格を競争入札参加資格確認申請書提出時点で取得していること。なお、本業務を再委託する場合は、再委託先が取得していること。
- (カ) 個人情報扱う場合は、ISO/IEC27018又は他の類似する個人情報保護に関する第三者認証を取得

していること。なお、本業務を再委託する場合は、再委託先が取得していること。

5.2.2 プロジェクト体制

本業務に遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

プロジェクト開始後は早期にステークホルダを洗い出し、連絡体制（窓口担当者連絡先まで）を確定すること。

5.2.3 要員計画

本業務を遂行するために、プロジェクトマネージャーを1人割り当てること。

なお、本業務の遂行において主導的役割を担う要員（プロジェクトマネージャー）については、本業務に専任とすること。

また、プロジェクト要員を計画し、要員の情報（プロフィール情報、スキル情報、参画期間、経験情報）を明確にすること。

要員に変更がある場合は定例会等で情報共有をすること。

5.2.4 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務におけるプロジェクト体制や連絡体制、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法について事前に県の承認を得ること。

また、プロジェクトの実施にあたり、フェーズ毎に課題管理・変更管理を実施することとし、課題の完了や要件や機能の変更は都度県の承認を得ること。

5.3 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本事業のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受託者は、本業務の実施にあたり、県と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、県にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

5.4 本委託業務の納品物

5.4.1 納品物の内容

以下に記すものを県が示す期限までに納品すること。

なお、中間成果物に関しては、各フェーズの完了時に提出を行うこと。内容は県担当者と協議し、承認を得たものを提出すること。

(1) 本仕様書の要件及び稼働システム

システム一式（ソースコード（本調達で新たに作成する部分など、契約書により著作権等が県に帰属するもの等）及び実行ファイルを含む）

(2) 次期システムに係る各種ドキュメント

県が主に想定するドキュメント成果物については「ドキュメント成果物一覧」の通りとし、詳細については県と協議のうえ決定する。

フェーズ	成果物	内容
設計	機能構造図	システム全体機能関連図、個別システム単位の機能関連図
	画面一覧	画面一覧 ※スクラッチ及びユーザ画面をカスタマイズしたアプリケーションシステム
	帳票一覧	帳票一覧 ※帳票を用いるアプリケーションシステム
	バッチ一覧	バッチ一覧
	詳細設計書（画面）	画面設計書システム全体機能概要書 個別システム単位の機能概要書 プログラムの処理内容を詳細に定義した設計書 画面入出力項目のチェック・編集を定義した設計書 画面遷移図
	詳細設計書（帳票）	帳票レイアウト帳票出力項目の編集を定義した設計書プログラムの処理内容を詳細に定義した設計書
	詳細設計書（バッチ）	ジョブ関連図ジョブスケジュール一覧プログラムの処理内容を詳細に定義した設計書
	要件定義書	パブリッククラウド基盤に関する要件を定義した資料
	基本設計書	パブリッククラウド基盤に関する基本設計をまとめた設計書

	詳細設計書 (パラメータ定義シート)	各システムの設定パラメータを詳細に定義した設計書 システム環境構築に関する各種定義情報をまとめたもの
	システム構成図	システムの構成図(構成内容含む)
	IP アドレス一覧	各システムで設定している IP アドレスおよび VLAN などを記載した一覧表
	機器・ライセンス一覧	各システムで使用する機器名、ホスト名、シリアル番号、ライセンス名及び数量を記載した一覧表 期限ありライセンスの場合は、更新年月も記述を行うこと
構築・試験	テスト計画書	単体テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書 結合テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書 総合テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書 運用テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書
	単体テスト結果報告書	単体テストの実施結果、評価をまとめた報告書 (単体テスト全体)
	結合・総合テストシナリオ	結合テストのテストシナリオ総合テストのテストシナリオ
	結合・総合テスト結果報告書	総合テストの実施結果、評価をまとめた報告書 運用テストの実施結果、評価をまとめた報告書 システムテストの実施結果、評価をまとめたもの
	市町向け構築依頼事項	各市町から次期システムを利用する際に、ネットワーク観点ならびに端末観点で市町のシステム業者様にて変更いただく内容を説明する資料
	県教委向け構築依頼事項	県教委から次期システムを利用する際に、ネットワーク観点ならびに端末観点で県のシステム業者様にて変更いただく内容を説明する資料
移行	システム移行計画書	移行体制観点、スケジュール観点、ネットワーク観点、システム観点、データ観点で移行テストのテスト方式、移行作業内容、作業手順などを具体的に定義した計画書
	システム移行遷移図	システム移行中の構成遷移を示した図

	データ移行仕様設計書	次期システムへの移行要件や移行プログラムの処理内容を定義した設計書
	システム移行実施報告書	移行テストの実施結果、評価をまとめた報告書 本番移行の実施結果をまとめた報告書
運用	実績報告書	システムの運用実績をまとめた報告書
	問題対応結果報告	システムの障害対応実績をまとめた報告書
	課題管理の報告	システムの課題管理状況をまとめた報告書
	運用フロー	システムやネットワークなどの障害、運用保守内の設定変更作業に対する佐賀県、受託事業者側の対応のフローをまとめたドキュメント
	運用手順書	システムの運用手順をまとめた手順書。日々の運用作業改善の結果を反映して最新の状態にしておくこと。
保守	実績報告書	システムの保守実績をまとめた報告書
	問題対応結果報告	システムの保守対応内容をまとめた報告書
	課題管理の報告	システムの保守管理状況をまとめた報告書
	保守手順書	システムの保守手順をまとめた手順書。日々の保守作業改善の結果を反映して最新の状態にしておくこと
その他	各種会議・打合せ議事録	定例会、分科会などの打ち合わせ内容を記した議事録

5.4.2 形式等

書類（紙媒体）は、A4 判縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のものを 1 部提出すること。

書類（電子媒体）は、CD-R 又は、DVD-R により 1 部提出すること（ファイルフォーマットは、Microsoft Office に対応できるデータ形式）。

5.4.3 納品場所

県の指定する場所に納品すること。

第6章 提案書作成要領

6.1 提案書に関する要求事項

提案書に関する要求事項は、次のとおりとする。

6.1.1 提案書の記述に関する要求事項

提案書の内容は、本仕様書で示す事項の全てを満たすことを求めているので、全ての事項に対応した記述をすること。また、記述内容に不備がないよう留意すること。

本仕様書で示す提案事項は、本事業の目標達成に寄与するべく、より優れた提案を求めているものであり、提案内容の性能、技術、ノウハウ、工程等について明確に記述するとともに、具体的根拠を明確に示すこと。

6.1.2 提案書の形式

提案書の様式は A4 半用紙に縦書き又は横書きとし、製本すること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向や用紙サイズ、記述方向等を一部変更することは差し支えない。

また、提案書の根拠資料については、提案書の末尾にまとめること。

なお、提出部数等は以下のとおりとする。

- ・紙媒体 8 部
- ・紙ベースと同一内容の電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1 枚
（電子データは word、Excel、PowerPoint で作成されたものとする）

6.2 提案書の構成及び記載事項

提案書の記述は、以下の項目の順番と内容に沿った構成とし、「項番」を記載のうえ作成すること。提案に当たっては、本仕様書に示す要件等を踏まえたうえで、根拠を明示し、具体的に記述すること。

(1) 入札参加者の実績に関する提案

入札参加者が有するクラウドシステムの構築・運用実績について説明すること。なお、本業務を再委託する場合は、再委託先の実績等についても説明すること。

(2) プロジェクト体制や要員の資格・実績に関する提案

本業務の実施体制について説明すること。また、主要なプロジェクト要員が保有する資格及び業務経験について説明すること。

(3) プロジェクト遂行に関する提案

プロジェクトの管理手法（工程管理、品質管理、課題管理、リスク管理 等）について説明すること。コミュニケーション（ヒヤリング）や柔軟性（変更管理）の能力や主体的な実行について説明する

こと。

(4) 次期システムに関する提案（システム全体）

次期システムの全体構成について説明すること。システム構成の概要や利用者、システム接続ルート等を示すこと。

また、構築した場合のライフサイクルコストを含めた構築費（イニシャルコスト）及び運用保守費（ランニングコスト5年間）の内訳を説明すること。

(5) 次期システムに関する提案（インフラ）

インフラシステム（システム基盤、認証認可、ネットワーク等）の概要について説明すること。

(6) 次期システムに関する提案（アプリケーション）

アプリケーションの構築、データの移行、運用について実施内容を説明すること。

(7) 次期システムに関する提案（セキュリティ）

次期システムのセキュリティ対策について説明すること。システムを整備・運用するうえで想定されるリスクを洗い出し、各リスクに対する対応策を示すこと。

(8) 次期システムに関する提案（運用保守及びヘルプデスク）

運用保守やヘルプデスクの実施体制（サービスレベルを含む）について説明すること。従事する要員の数やスキルや経験等を示すこと。

(9) 委託業務の各工程に関する提案

次期システムの設計、構築、移行について想定するスケジュールを説明すること。

(10) 県内 IT 産業への貢献に関する提案

県内の IT 技術や情報産業への具体的な貢献内容及び実現方法を提案すること。

6.3 プレゼンテーションについて

提案書の内容について入札参加者によるプレゼンテーションを行うこととし、内容を審査する。

プレゼンテーションは提案書の内容に関する説明や補足を主な目的として実施するものであるため、提出された提案書等を用いて行うものとするが、別途、説明資料（PowerPoint 等）を作成し、説明に用いることは差し支えない。

プレゼンテーションの開催方法は対面形式を想定しており、日時等の詳細は別途通知する。

なお、プレゼンテーションは本業務の遂行において主導的役割を担う予定の者（プロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等）が行うこととする。

プレゼンテーション（30 分）、質疑応答（20 分）を想定している。

第7章 その他

7.1 業務の再委託

本業務を再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部についてあらかじめ県から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合において、受託者は機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、県に報告し、及び承認を受けること。

7.2 知的財産権の帰属等

知的財産権等については、委託契約書による。

7.3 機密保持

- (ア) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
- ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・ 取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ・ 法令等に基づき開示されるもの
 - ・ 佐賀県から秘密でないとして指定されたもの
 - ・ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの
- (イ) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- (ウ) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (エ) 受託者は、本調達に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る佐賀県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に県に返却するものとする。

7.4 情報セキュリティに関する受託者の責任

7.4.1 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、別添の「佐賀県情報セキュリティ基本方針」及び「佐賀県情報セキュリティ対策基準」を遵守すること。なお、個人情報の扱いについては、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

7.4.2 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、佐賀県のセキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、当該業務の実施における情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

7.4.3 脆弱性の管理

- ・ IPAの「安全なウェブサイトの作り方」等を参考にセキュアコーディングを実施すること
- ・ ソフトウェア等の納品物は新規作成、改修に関わらず、納品前に、アプリケーションおよびプラットフォームの脆弱性診断を行い、問題を解消した上で納品すること。脆弱性診断についても、その結果を報告すること。
- ・ ソフトウェア等の納品物はライフサイクルの全期間に渡り脆弱性の監視を行い、新たな脆弱性が確認された際には、県と相談の上、速やかに対応を行うこと。

7.5 履行内容の不適合に係る担保責任

検収後1年間において、納入成果物が本仕様書に適合しない判明した場合には、受託者の責任及び負担において、県が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

7.6 法令等の遵守

- (ア) 受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- (イ) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

7.7 応札条件

本調達における入札説明書に示す「入札参加者の資格に関する事項」を参照すること。

なお、県内のIT人材育成の観点から、本調達の実施にあたって、受託事業者は下記のいずれかであることが望ましい。

- ・ 県内IT企業
- ・ 県内IT企業を含めた共同企業体
- ・ 県内IT企業を再委託先とする企業

※県内IT企業：県内に本店を有する者、県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者、又は県内支店等に勤務する従業員が50人以上（うちSE数が30人以上）の者

7.8 その他

- (ア) 本委託業務を履行するために必要な備品、消耗品等は受託事業者で負担することとし、受託者の保管場所で適切に保管及び管理すること。
- (イ) 本仕様書等に定めがない事項又は疑義のある事項については、県と協議を行い、業務を遂行すること。
- (ウ) 本委託業務によって生じる成果品は、県に帰属する。
- (エ) 契約変更を必要とするときや業務の実施方法、その他本仕様書に記載のない事項については県と別途協議すること。
- (オ) 本委託業務の全部若しくは一部を解除し又は契約期間が終了した場合は、受託事業者は当該業務を県が継続して遂行できるよう必要な措置を講じるとともに、引き継ぐ事業者への移行を積極的に支援（情報提供や作業支援を含む）すること。その際、保存されたデータを別のシステムに移行する必要が発生する際は、サーバ上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、サーバ等記憶媒体上のデータが復元できないよう抹消し、その結果を県に書面で報告すること。なお、実施方法等の詳細については、県と協議するものとする。
- (カ) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害発生時における本業務の実施については、県と協議を行うこと。